

午前十時 零分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第二号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

それでは、質疑のある方は発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○十九番（山本一成君） 議案質疑のトップバッターを指名していただきまして、ありがとうございます。自民党清新会を代表して、議案質疑をさせていただきます。

まず、一般会計補正予算の十三ページ、国際交流に要する経費の追加額で負担金ということで、「大学コンソーシアムおおいた負担金」というのが計上されてありますが、これについて説明をお願いします。

○国際交流課長（吉本博行君） お答えいたします。

「大学コンソーシアムおおいた負担金」でございますが、これは平成十五年十月四日に、県内の大学、関係自治体、経済団体等が主体となって、大分県留学生関連施策協議会を発足いたしまして、留学生の総合的な関連施策の構築及びこれらの施策を地域が一定となって実施するための大学地域連合体設立について検討を重ねてきました。これにより、大学と地域社会が連携してNPO法人を設立し、県民と留学生との交流を促進しながら、留学生に対する支援、地域社会との連携並びに国際性あふれる人材の育成等に期する事業を行い、もって世界に開かれた活力ある地域づくりに寄与することが、設立の趣旨でございます。

県内で学ぶ留学生を総合的に支援し、産・学・官が協力してつくる組織でございます。県内の高専を含めまして八つの大学、これを構成させまして、日本学生支援機構や県、大分市、別府市、県商工連合会、それから大分会議所、別府会議所等の経済団体、行政が支援をして運営することを伴っております。

NPOを開設するに当たりまして、留学生に対する生活支援や就職支援を行うほか、登録した留学生をビジネスや社会教育の現場で活用するための人材情報バンクの設置などを計画、将来は、日本人学生の海外留学や就職も支援していく考えでございます。

○十九番（山本一成君） 詳しく説明をいただきまして、ありがとうございました。

負担金が百万ということになっておりますが、全部でどのくらいの金額のうちの、別府市はどのくらいの負担割合でやって、それから別府市のこの機構に対する位置づけというのはどういうふうになっているのでしょうか。

○国際交流課長（吉本博行君） お答えいたします。

十六年度の事業費でございますが、一千二百一十万円に対しまして、大学会、これは八大学でございますが、おおむね二分の一の六百四十六万円でございます。残りの事業費のう

ち一般会費のうち、大分県が百万円と大分県留学生関連施策協議会から二百万、それから別府市が百万、大分市が七十万、その他経済団体が二十五万となっております。

それから、メリットと申しますか、別府市に対する恩恵でございますが、これにつきましては、県内留学生が今二千六百五十四名います。そのうち別府市の留学生が約二千三百名、約九〇%を占めておるところでございますが、これの現状から産・学・官が連携することで各大学や行政機関等が個別に実施してきました事業等を、総合的かつ効率的な施策を実施することが可能となり、今後、国際交流推進協議会、これは国際交流課に協議会があるのですが、その事業の一つでもある別府市の外国人留学生の総合支援策を実施しているのが、「大学コンソーシアムおおいた」の事業に組み込めるかなどを協議・検討していきたいと思っておりますので、この二つのコンソーシアムと、それから私どもの国際交流推進協議会、それらを連携した事業が今後展開されるのではなかろうかと考えております。

○十九番（山本一成君） ちょっと何か説明が難し過ぎてよくわからんのですが、基本的にこの「コンソーシアム」という意味から教えてください。

○国際交流課長（吉本博行君） 「コンソーシアム」というのは、「連合体」とか「共同体」、「組織」、そういうことで呼ばれておりまして、これは文部科学省の方から行革の一環として、ぜひ大分の方にも「コンソーシアムおおいた」を立ち上げたらどうかという提案等がございましたので、横文字になりましたが、「連合体」とか、そういう意味でございます。

○十九番（山本一成君） 「コンソーシアム」と舌をかみそうな感じで、理解している方が、果たして行政の中に何人いらっしゃるのかなという、私もわかりませんが、「連合体」ということで。

それから、今、課長の説明でメリットがあるということで、もちろん留学生を支援するというのが主な目的でしょうが、その中で、別府市が百万負担金を出している。しかも理事に入っている。理事に入っているということは、この機構連合体のいろんな行動に対していろいろな意見が言える立場だというふうに理解していいのか。ということは、別府市のこれからの国際交流の施策と、この「コンソーシアムおおいた」の中の施策が一致するような場合があったときは、別府市としてはここに意見を言って「こうしてくれ」という要望が出せる立場であるのかどうか、そこだけ明確に教えてください。

○国際交流課長（吉本博行君） お答えいたします。

先ほどの組織の中でございますが、大学会員と、それから一般会員、それから賛助会員に分かれておりまして、別府市の方は一般会員ということで百万円という負担をさせてもらったわけですが、この理事の中には一切行政は入っておりません。役員の中には理事がございまして、これは大学それから経済界のみの構成でございまして、当然先ほど御指摘ありました、意見を言えるのかということですが、これは一般会員として総会等

ございますので、意見は言えます。

○十九番（山本一成君） わかりました。一応一般会員として別府市の国際交流等の施策についてこの機構の中で意見が言えるということですね。

国際交流及びこの「コンソーシアム」については、うちの長野議員が一般質問をしているみたいですので、この辺で。後は詳しく長野議員にパトタッチして、この辺でこの質問を終わります。

続きまして、扇山老人ホームの件につきまして、十五ページ。扇山老人ホーム管理に要する経費の追加額で二十八万一千円出ておりますが、この内容について説明をお願いします。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

扇山老人ホーム管理に要する経費の追加額でございますが、養護老人ホーム扇山については、すでに老朽化が進んでいるということは御承知だと思います。以前より建てかえについて検討していた経緯がございます。今年度において民設民営という方向の中で、よりよい条件の社会福祉法人を選定するために、仮称でございますが養護老人ホーム選定委員会を立ち上げ、これに伴う謝礼金、所要等の経費を計上いたしたわけでございます。

○十九番（山本一成君） 民活民営に向けての法人という、民間の業者というか、民間の団体を選ぶ選定委員会を立ち上げるということですね。それで、規模は何人規模なのですかね。

○高齢者福祉課長（安部和男君） 十名以内を考えております。

○十九番（山本一成君） 十名以内。この中身ですね、どういう方を選定委員会に選ぶのかということが一つ。それから、いつ立ち上げて、結論はいつまでに出すのかということが一つ。それから、二十八万という謝礼ですが、これの中身は、一人頭どのくらいになるのですか。その三点を、お伺いいたします。

○高齢者福祉課長（安部和男君） 選定委員会の委員でございますが、福祉関係、学識経験者、そういった市民代表等というふうな感じで私の方も考えていきたいというふうに。

いつごろかということでございますが、本議会で、九月議会の補正予算で議決を得られましたら、早速そういった事務的に移っていきたくと思います。一応私どもが考えているのは、十月ごろを考えていきたいというふうに考えております。

結論でございますが、一応私どもは、来年の二月ごろに結論を、答申をいただきたいというふうに考えております。

あと一点は……。まことに申しわけありません。（発言する者あり）謝礼金につきましては、条例に基づきまして、十名の四千九百円で考えております。

○十九番（山本一成君） 十月に立ち上げて二月に結論。その間に一般公募をするのでしよう。その期間でできますか。十月に選定委員会を立ち上げて、それから扇山の民営に参

加してくれる方、財団でもどこでもいいのだけれども、そういう福祉法人なりを募集するわけでしょう。募集した中から選定委員会で選ぶわけでしょう。十月から二月で、何カ月ありますか。そんなものでできますか、そんな期間でそんな大事なことが。ちょっと私は……、これは議案質疑ですから、これ以上言いませんが、時間的にちょっと私は日程的に無理ではないかなという気がします。

それともう一個。これは要望ですが、今、メンバーの中に福祉関係それから学識経験者を選ぶと言いましたが、いろいろな中で今、選定委員会が問題になっていますね、楠港を含めいろいろな形で。やっぱりこういうことは行政主導型にならないように、メンバーは慎重に選ぶように要望して、この項の質問は終わります。

続きまして競輪特別会計。すみません、競輪の方はお願いします。

市長の提案理由の説明の中にもあったんですが、このたび競輪場の「ふれあい館」の新築の予算が計上されていますね。これについて説明をお願いします。

○競輪事業課長（大田英晶君） お答えいたします。

競輪事業の啓蒙啓発を目的といたしまして、建設予定地は、別府競輪場の事務所並びに選手宿舎がございますけれども、その北側の平田川沿いにあります第五駐車場に身障者用のトイレ、それから倉庫等を併設した鉄骨平屋建てで、延べ床面積が約百三十八平米でございます。総事業費は、街灯設置費を含めまして四千八百五十万円でございます。競輪選手グッズの展示、それから競輪初心者向け教室、女性教室の開催、現役・OB競輪選手を初め関係者を招いての講演会の開催、それから別府競輪場生誕――昭和二十五年からでございますけれども――それから現在までの各種資料の展示を行おうとするものでございます。これは、社団法人全国競輪施行者協議会の中小競輪場施行者競輪振興事業の四千八百五十万円で行おうとするものでございます。

○十九番（山本一成君） ということは、これは競輪の事業の方からという、別府市の持ち出しはゼロ、全額補助金という形で理解していいですね。

それと、今百三十八平米と言いましたが、これは聞き逃したのですが、鉄骨の二階建てぐらいですか。もう一度お願いします。

○競輪事業課長（大田英晶君） お答えいたします。

鉄骨平屋建てで、約百三十八平米を予定しております。

それから助成額でございますけれども、これは全額四千八百五十万円の助成を受けまして、この事業を行おうとするものでございます。

○十九番（山本一成君） わかりました。全額補助でファンサービスになれば、これはいいことですから、大変歓迎をします。

工期的には、いつからかかって、いつオープンで、市民にはどういう形で知らせていこうとしているのか。

○競輪事業課長（大田英晶君） 今議会で可決をちょうだいできれば、十一月から着工いたしまして、来年の三月十五日の完成を目指しております。

それから、四月以降は、競輪開催日におきましては、十時から午後五時までの各種展示をオープンしまして開設をいたしまして、また五時以降につきましては、地域住民の方の集会場といたしまして開放いたしたいと考えております。

○十九番（山本一成君） わかりました。ファンがこれでふえればいいし、地域に役立てば競輪周辺対策の一環にもなると思いますので、いい施設をつくるように希望して、この項は終わります。

続きまして議案外で、議案外といいますが、議第八十三号の土地取得について質問をさせていただきます。担当は、おりますね。

議第八十三号の土地取得ということで、南立石の土地を購入するようになっておりますね。取得金額二億八千七百五十八万一千三十円というのがありますが、この土地の現状について、この土地はどこの土地であって、どういういきさつなのか、説明をしてください。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

議第八十三号でございますが、旧鶴見園用地を昭和五十一年度に土地開発公社が先行取得したもので、面積は一万六千三百三十八・六四平米、今回、鶴見園公園用地として再取得するものでございます。

○十九番（山本一成君） では、土地の位置としては、旧鶴見園グランドホテルの下、今の鶴見トキハインダストリーの裏の公園の一画ということですね。これを土地開発公社から別府市が取得するということですね。

ここは前から、この土地は旧鶴見園時代にプールとか駐車場の市の土地を鶴見園が使用していたといういわく因縁つきといいますが、もちろん賃貸契約をして貸しておったのでしょうが、もう鶴見園グランドホテルがああいう状態になりましたので、もうこの賃貸契約が切れていると思うのですが、そののところはどうなのですか。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

現在、隣接のトキハインダストリーには使用料をいただいて賃貸契約をいたしております。

○十九番（山本一成君） 質問の趣旨が違います。旧鶴見園グランドホテルに駐車場とプールを貸しておったでしょう、プールの土地を。鶴見園グランドがああいう状態になった後で、もう賃貸契約は切れていますか、切れていませんかという質問です。

○議長（清成宣明君） 暫時休憩します。

午前十時 二十分 休憩

午前十時二十二分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○ 財政課長（徳部正憲君） 今、公社に確認いたしましたところ、賃貸契約は切れております。ただ、いつ切れたかは今確認中でございますので、もうしばらくお待ちください。

○ 十九番（山本一成君） 賃貸契約はしてないということですね。ですから、今度これを買収することに私は異論を言っているわけではないのですよ。もともとからホテルのときに駐車場で貸しておいた、プールで貸しておいた土地、これはもともと公園用地のほうです。今度買収するのも、公園用地として買収するはずですよ。ですから、この際、私はその境界をきちっと、もちろん立ち会いにはしているでしょうから、きちっと立ち会いをした上で公園として整備をし直したらどうだろうかということなのですが、そういう計画はありますか。

○ 公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

公社から引き取った後の整備でございますけれども、境界につきましては、今、議員さんがおっしゃられましたように、少しバリケードとか傷んでおりますので、こちらの方で早急にしたいと思っております。

それから公園の整備につきましては、大変今は財政状況も厳しい折ですので、すぐにとするのはちょっと難しいかとは思いますが、事業計画をつくりまして、早急に着手できるように努力してまいりたいと思っております。

○ 十九番（山本一成君） ありがとうございます。なぜ言うかということ、前の持ち主と違って、今度某建設会社が上の土地を買収したね。ですから、前と同じような占有権をもって別府市の土地を勝手に使われたら困るな、こういう気がするのですよ。ですから、この場合、別府市が取得することを機会に境界をきちっと明記して、公園用地ですから、当然駐車場とかプールがあるわけがないのですよ、公園用地に。ですから、そこら辺もきちっと公園として市民に開放できるような整備方をお願いしますということです。こういう機会にきちっと境界をやっておくと、またずるずるになってしまう可能性があるのですよ、こういうときですからね。そういうことをきちっと整備をお願いします、質問を終わります。ありがとうございました。

○ 十五番（堀本博行君） 若干の質問をさせていただきたいと思っております。うちの会派も、私が今回は代表でやれということでございますので、簡潔に質問を進めていきたいと思っております。

今、扇山老人ホームの件についても質疑がなされましたけれども、また私もする予定でありましたけれども、先に言われましたので質問はしませんが、この扇山老人ホームの件につきましては、大変な状況の中で入所の方々が二人部屋、四人部屋という非常にそぐわない状況の中で、大分弁で言えば「プライバシーもへったくれもない」ような状況の中でいるんなトラブルも生んでいるように聞き及んでおります。そういうことで、こういうふうな形で提案がなされたことに非常に喜んでおる一人でございます。

細かいことは申しませんが、特にこの「選定委員」という言葉がまた出てきました。この「選定委員」という言葉に若干の違和感を感じている私も一人でありますけれども、非常にどこで……、十人規模というふうな答弁がなされておりましたけれども、高齢者の視点でしっかりと人選をしていただきたいというふうにお願いをして、次に移りたいと思います。

次に、予算書の中にもありますが、緊急雇用創出対策事業に要する経費が、三百二十二万二千元という金額が上がっておりますが、まずこの項目についての御説明を願いたいと思います。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

緊急雇用につきましては、バブル経済が崩壊し、政府が構造改革を進める中で失業率が増大するというような状況の中で、失業率を改善するという事で国が交付金を県に出しまして、県と市町村が協力して新たな雇用を創出することを目的といたしております。

○十五番（堀本博行君） 提案理由の説明の中にも触れられておりますが、具体的にどういふ調査をするのですか。

○商工課長（中野義幸君） 商工関係の緊急雇用事業につきましては、空き店舗対策事業ということで組んでおります。この事業につきましては、現在、中心市街地に空き店舗が増大しておりますので、この空き店舗の実態調査、家賃とか広さ、所有者、その他を調査することによりまして、今後の中心市街地の商店街の活性化の参考資料にしたいと考えております。

○十五番（堀本博行君） 何回もそういう調査というふうなことが繰り返されておりますけれども、実は私の知人が先般――ボランティア活動をしている方なのでありますけれども、福岡に事務所を構えてマンマーにいろんな形で子供たちの支援をしている団体であります。こういう団体の、私の友人なのでありますけれども――実は別府にも空き店舗対策事業というのがあってということを知ってしまして、私のところに、いわゆる空き店舗で事務所を開設したい、何とか相談に乗ってもらえんかなということで来ました。それで、早速担当部の東部長それから商工課長さんにもお話をしたと思っておりますが、その中で、家賃はどのくらいを考えておるのかと言ったら、一万か二万くらいで何とかなるといいなど。ボランティアですから、そのくらいになるといいなというふうな話をしておりました。そうすると、部長なんかがいわゆる当たっていただいて、それで、「議員さん、一店舗空いておるのだけれども、十万と言っておるがな」という、こういう非常に空き店舗を調査していただくのは結構なのですけれども、空き店舗を調査して、これだけ空いておりますよ、家賃はこれだけですよというふうな形になるのでしょうかけれども、私の知り合いの方は、店舗兼事務所でフリーマーケットもやりたいというふうな形で計画を組んできたのですけれども、現実的に家賃が十万とかいうふうなことになる、非常にできた話ではないという

ことになります。そういう意味で実態調査は結構です、掌握も結構ですけれども、さっき商工課長がおっしゃったように、では具体的に活性化に向けてどうするのか。十万ですよ、あとは何ともなりませんよという世界では、それはもう空き店舗対策にもならなくて、また空き店舗の調査ばかりを繰り返すという現状になると思います。そういった意味でも、行政の方ができるだけ家主の方、我々の感覚から言えば、空いているのだから、一万でも二万でも貸してくれたらいいのではないかというふうに思うのだけれども、貸す方は、借りてくれるなら十万欲しいわという、こういう貸す方と借りる方のギャップが、非常に大きな溝があります。その辺をきっちりと調整をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○商工課長（中野義幸君） 商工課におきましても、空き店舗対策に取り組んでおりますけれども、議員さんがおっしゃるように家賃が高い。また、家賃の補助が終われば事業が終了するというような、ちょっとジレンマに陥っているところも確かにございます。今後、中心市街地の地価というものも御存じのように、ことし一六・数%という形で九州で一番の下落率ということで、賃貸の家賃も下がっているというふうに考えておりますので、調査していく中でその持ち主とそういう家賃面につきましても協議していきたい、そういうふうに考えております。

○十五番（堀本博行君） ぜひ空き店舗に入れるように調整をしていただきたいということをお願いをして、次の質問に移ります。

次に、土木課関係で北町東別府停車場線交差点改良工事に要する経費一千六百万が上がっておりますが、この北町東別府停車場線というのを私は初めて聞くのですけれども、この一千六百万についての御説明を願います。

○土木課長（松本 正君） お答えいたします。

北町東別府停車場線交差点改良に要する経費でございますが、用地購入費などとして補正額一千六百万円を計上させていただきました。国の補助事業で、補助率は五五%でございます。事業箇所は、県道別府狭間線が完成すれば浜脇再開発の市道魚町山田線、マルシヨク浜脇店南側の道路に接続いたします。今回の補正予算は、この魚町山田線を延長して市道北町東別府停車場線、通称旧国道でございますが、旧国道へ通じる道路を新設するための用地費の一部を計上させていただいたものであります。県道別府狭間線交差点から旧国道までは、道路新設延長で七十五メートル、幅員は、現在改良済み幅員と同じく二十メートルで道路新設の計画をしております。その七十五メートルのうち、大分県で五十メートルは用地及び物件補償を行い、工事につきましても、大分県で全線七十五メートルを施行することとなっており、別府市は、旧国道との交差点部分の用地買収のみ行うこととなっております。現在の県道別府狭間線事業の進捗状況でございますが、来年度、旧国道で取りつけ道路や一部本線工事の着手の見通しとなり、別府市は、旧国道との交差点部分の



用地の確保が必要となったものであります。この用地を確保することにより県道別府狭間線の事業が大きく推進し、浜脇地区の交通アクセスも大幅に向上するものと考えております。

○十五番（堀本博行君） 丁寧な御答弁をありがとうございました。浜脇の旧国道沿い、よくあっちの方を調査といいますか、よく行くのでありますけれども、最近は大変家がなくなっている。こんなに家がなくなるのかというぐらい、ばらばら家がなくなって非常に……。私も当初は平成十八年、別府狭間線が浜脇におりてくる、これが大きな起爆剤になればいいなというふうに思っておりました。それが今、現実的には平成二十年というふうな形に今ちょっとずれ込んでいるようでありますけれども、狭間線がおりてくることによって別府の浜脇の界隈がにぎわってくればいいなというふうに思っておるのですが、何せ用地買収でばらばら家がなくなって、本当に何かこう不安になるのですね、あの辺を歩いていると。先般も薬師まつりが賑やかに行われて、御自慢の花魁道中も台風で流れましたけれども、本当に浜脇の地域のまちづくりに対する不安というふうな思いが非常にあるので、今回はちょっと質問をさせていただいたわけでありまして、ぜひ都市計画の方々も一緒になって地元の意見も聞きながら、「昔、この浜脇という地域に人が住んでおってな」みたいなことにならんように、ぜひしていただきたい。これは強く要望させていただきたいと思っております。

それから次に、もう土木課長はそのまま座っていただいて結構なのですけれども、道路の里親制度を今回立ち上げていただきました。本当にすばらしい制度で喜んでおりますが、この若干の説明をお願いしたいと思います。

○土木課長（松本 正君） 道路里親再度は、去る七月二十四日に委嘱式を行いまして、八月一日からボランティア活動を開始していただいております。団体数としては十三団体、人員二百十六名で、ボランティア活動の路線延長は五千五百八十メートル、路線数として二十五路線をお願いしております。

○十五番（堀本博行君） この里親制度というのは、全国的な流れの中で進められております。先般も私は、公園の里親制度というふうなことも提案をさせていただきました。行革の推進計画の中に若干織り込まれておるようなので喜んでおりますが、この里親制度の例えば、まず申し込みの手順、これを教えていただけますか。

○土木課長（松本 正君） お答えいたします。

応募の手順は、養子縁組届け、会員名簿、市とボランティア団体で作業場所、人数などの記入をしていただき、その様式により届け出をすることで随時受け付けをさせていただいております。

○十五番（堀本博行君） 私の方で言いますけれども、二月に受け付けというふうな形になっておるようであります。実は私の知り合いの老人会の会長さんと話をしておって、そ

ういうふうな制度があるならぜひ申し込みたいなというふうなことがあったのですけれども、実際に問い合わせをすると、「いや、実は二月なのですよ」というふうな形でありましたけれども、何で二月なのですか。

○土木課長（松本 正君） 受け付けにつきましては、本年度から始まった制度でございます。新年度に向けてまた新たに四月に募集をして活動していただくような予定にしておりますので、四月ということであれば二月に受け付けを始め三月に委嘱を行いまして、四月の新年度から活動していただきたいということで、一応二月ということで現在は考えております。

○十五番（堀本博行君） これはすばらしい制度ですから、私もその老人会の会長さんにそうやって説明をしたのだけれども、「常時受け付けしてくれんのかい」、こういうふうにな。現実的に、「いやいや、受け付けは二月だけれども、あなたのところがする分は全然やっても構わんのだ」というふうなものではないと思いますから、そういう意味では常時受け付けをして、委嘱式は年に一回なり二回なりするのは全然構わないと思うのですけれども、そういう受け付けをして登録をして、保険等の問題もあるのでしょうか、その辺のことをきちんとクリアしていただいて、ぜひ常時申し込みをやっていただきたいと思いますし、あとは助成金といいますか、どういうものを里親の方々に提供するのかわかる、それを教えてください。

○土木課長（松本 正君） お答えします。

現在、市の方で支給しておるものは何かということでございますが、清掃活動に必要な用具としてほうき、くま手、ごみ袋、かま、軍手などでございまして、あとはボランティア活動の皆様の方の事故等に備えてボランティア活動保険に加入しているのが現実でございます。

○十五番（堀本博行君） そういうふうなものと、あと立て看とかきっちり、例えばどここの団体の方がここの里親になってますよというふうにPRをするということも大事なことです。ぜひ検証の方も忘れずにやっていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、今回、市長の提案理由の説明の中にもございますけれども、これはお願いといいますか苦言といいますか、市長の提案理由の説明の中に楠港のことが触れられております。この中で市長は、ちょっと七、八行にわたって決意のほどを述べられておりますが、その途中で、「今後は、この委員会の報告を尊重し、中心市街地活性化のため、ひいては本市の観光と経済の振興・発展のため、議会の御意見や市民の皆様方の御要望を踏まえ、市内部においても十分に協議・検討を重ね、慎重に対応してまいりたいと考えております」、このようにおっしゃっております。

開会日に市長の提案を受けて、慎重にぜひやっていただきたいなというふうに思っております。その日に帰って某新聞を見ますと、イズミの会長さんが市長を表敬訪問という

ふうな、こういう形で出ておりました。この時期に市長がこうやって、イズミさんの方は、選定委員会の五社の中の一社に決定をしたということでお礼に来たのでありましょう、それは向こうは向こうの立場として来るのでしょうけれども、このような形の中でこれから議論が進んでいく。一社に選定をした。市長は、六月の議会で私の質問の中で、二社、三社、一社がだめなら二社、二社がだめなら次のというふうな答弁をいただいていたのですが、一社に決まった。それで、全協の中で大塚助役は、「いやいや、これは市長も知っております」、こういうふうな形であります。

しつこく言うつもりはありませんが、実際にこの半年間、私は市長のさまざまなこの楠港に対する御意見、コメント、自分なりに非常に関心のある事項ですから注視をしてまいりました。ところが、どうしても今回の、イズミの会長が来た。どういう経緯で来られたのか私はわかりませんが、これから論議をしよう、また別府市内はいろんな形で、賛成の方もいらっしゃれば反対の方もいらっしゃる。私は、反対の方は、ただただ反対という意味合いの中で反対している人というのは、別府の二十一世紀のまちづくりを心配している人たちが大半ではないかというふうに思っております。そういった中でやっぱり会長が来たときに、市長、助役、収入役、観光経済部長、商工課長という、いわばVIP並みの扱いで対応するというふうなことに私は見えました。これは、一つは反対をしている人、心配をしている人の方々にどう映るのかな。市長は、対立の構造をつくらうとしているのかなというふうな考え方まで頭に浮かんできます。いやいや、そういうことではないということであれば、余りにも配慮がなさ過ぎると私は思っています。

そういう意味で、やはり反対している人、心配している人も、これも市民の声です。そのところをしっかりと御配慮をいただいて、助役、収入役、観光経済部長といえ、今回選定委員という中の三名ですから、この間で一時間というふうに新聞紙上に載っております。そういった意味では本当にこういう方々に対しても配慮をしていただきたいと思いますし、ぜひ、「軽率」という言葉は非常に非礼かもしれませんが、こういう行動、言動は変な誤解を生み変な混乱を生んでいくのではないかと、こういうふうに私は思っております。

そういうふうなことで、今回十二名の方々が、この楠港について質問をしておりますから、このことはぜひ気をつけていただきたいということをお願いして、私の議案質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○三十一番（村田政弘君） 私は、市長専決処分の議第八十六号について、若干の質問をさせていただきます。

教育委員会所属のスポーツ振興奨励金要綱、これに該当する部分と明豊に出した一千万円は、従来から別枠取り扱いをされておるけれども、今さら私が言うまでもなく、何でこれが別枠扱いにされておるのか、別枠扱いでなければならぬのか、その点を明確に御答弁

をいただきたい。

それから、教育委員会が扱っておる奨励金要綱に基づいて出されておる金額が、平成十三年で総計七十一件で五百六十一万余、平成十四年で百一件で六百九十五万余、平成十五年で七十一件で八百四十万余、いずれも明豊に出された一千万円を大きく下回っておる。これが、バランスがとれておるのかどうか。別府市全体の三分の二を一校で占める補助金の是非が問われるところです。

ちなみに大分県下各市の状況を見ますと、平成十一年、日田林工が出たときに日田市が出した金が四百五十二万余、平成十二年に中津工業が出場したときに中津市が出した金額が三百万、平成十三年度、明豊、別府市は一千万円、平成十四年、柳ヶ浦高校、宇佐市が三百万、平成十五年、同じく柳ヶ浦、三百万。今年度、別府市が明豊に出した金が一千万。人口、予算規模等々を考えれば、これらの投資はほぼ別府市の半分かなと考えても六、七百万が相場かな、このように考えるのですけれども、私が一番心配するのは、行革に突入せんとする重大な決意をしているさなか、入り口で、前市長がこれこれしたから、それより下げるわけにはいかないという行政側の心理はわかるけれども、行革に対する決意があるのかないのか。ないのならば、それはそれで結構ですけれども、高校野球だけが聖域であるという考え方が果たしていいものか悪いものかな、このように考えるのですが、当局の御答弁をいただきたい。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

明豊高校が県代表に決まってから十分な時間がなく、今御指摘のように過去、各高校に補助金を支出してまいりました。昭和五十九年に別府商業に一千万円、平成元年、羽室台高校に七百万円、平成十三年度、明豊高校に一千万円支出させていただきました経緯がございます。その過去の支出を参考にし支出させていただいたところでございます。

担当課といたしましては、今回の補助金の支出につきましては、重く受けとめております。今後、支出基準、ルールづくりを策定しなければいけないと考えております。

○三十一番（村田政弘君） 高校野球だけ別枠にしておることがどうなのかということについては、触れておりませんね。別商のときに一千万円出した。三年前に一千万円出した。今度一千万円を出す。それは、行政側の感覚でものを考えたときはそのようになると思う。行革をどうとらえておるかという感覚に立つならば、少しは別の考え方もあるのではないかなと。当時、各議員に相談がありました。そのときに私が答えたのは、「気持ちでは一割増の一千万だ。しかし、現実論からいくと一割カットの九百万が至当ではないかな」、私なりの答弁をしました。恐らく議員の中で私が一人だと思いますが、三年先は赤字転落もあり得るという厳しい現時点と、前がこうだからこうだという考え方と交錯するわけです。

先ほどの答弁の中に、何とか計画を練り直す考えをちらつかせた。具体的な案は示され

ていないけれども、私の考えに賛同者も、市民の中には多いか少ないかわかんけれども多少あります。明豊は三年前に八強までいったのですね。今度は初戦で残念ながら破れた。そこで、別府市が一番ねらいとしておるNHKが全国放映をやっている宣伝効果力を評価しておるのは間違いないと思う。野球部員の精励・努力の結果を評価するとともに、別府観光の宣伝の一助にもなればという考えが底辺にあると思う。また、他のスポーツ以上に応援団の大動員をかける。これらを含めて突出した補助金・奨励金を出す考えがあるわけだろうと思う。万が一、市内の学校が全国制覇をするならば、夢ではないはず。そのときはどうするのですか。初戦で破れた、八強までいった、優勝、準優勝、夢ではないとするならば、それらに対応するだけの要綱をつくっておけば、前任者がどうだからどうだ。前に何ぼ出したから何ぼだとかだわる必要はないと思う。だから、行革を念頭に置くなれば、ちゃんとした要綱をつくって、市民が納得する、議会が納得する、なるほどなという要綱をつくってほしいと思うのだが、教育委員会の答弁をいただきましたけれども、現時点では予算は教育委員会の予算に上がっているけれども、現時点では執行部の意見が九割九分だと思うのです。だとするならば、執行部の御答弁をいただきたい。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えをいたします。

補助金につきましては、議員御存じのように、別府市の補助金交付規則第二条によりまして補助金を交付しているところでございます。また、その中で第五条で、補助金の交付決定時には必要な条件を付すことができるということになっております。そういう中で議員御指摘の件、いろいろございました。そういうものを十分検討させていただきまして、今後、補助金については考えさせていただきたいというふうに考えております。

○三十一番（村田政弘君） 要綱をつくりたいと教育委員会は意思表示があったが、執行部側の答弁には踏み込んだ答弁がない。来年度以降、市内の学校がでこかが出場する可能性はないことはないと思う。今のうちにちゃんとしておかないと、行革は始まった、これはこれだ。聖域として残すのか、ちゃんとしたルールづくりをするのか。私が先ほど述べた他市の例、それから市内全競技の比率、高校野球一つで他の全部をオーバーするような金額が、果たして市民受けするのかどうか篤と研究していただきたい。再度、御答弁をいただきます。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この明豊高校の甲子園出場の補助金については、今いろんな問題について議員さんの方から御指摘をいただいたところでございます。早速、私ども関係機関、教育委員会も含めて協議をして善処してまいりたいと思います。その中で特に観光効果、そういったことも十分勘案し、また、今、議員さんの御指摘のあった一回戦出場の場合は、また二回戦、三回戦、決勝までいったらどうなるのか、そういったことも含めて今後この補助金について、他市の状況も十分見極めながら関係機関と協議をし、必要であれば要綱の制定なども検討

してまいりたい、そのように考えております。

○三十一番（村田政弘君） 私は、金を出すことについては、あえてこだわりませんけれども、行革という問題を抱えておるがゆえに嫌なことも言いたくなる、言わざるを得ないので。別府市が裕福な財政で金が余っておってどうしようもないようにあれば、二倍でも三倍でも出してやれと言いたい。これ以上言いませんけれども、篤と御検討いただきたい。終わります。

○十番（平野文活君） 私は、八十五号と八十号について質疑を行いたいと思います。  
まず、八十五号の国土利用計画の変更についてであります。

これは、「国土利用計画法第八条に基づく」というふうに書かれてありまして、平成十二年から目標年次二十二年までの十カ年計画。中間年次十七年と定めて、今回出されたこの計画案は、中間年次における見直しというふうに理解をしたらいいのでしょうか。

そもそもこの国土利用計画というものが、例えば十年置きに見直していくというふうなことになっているのかどうか。この中間年次に改めてかなり大幅な見直しということのようでございますが、それはどういう意味を持つのか、そこら辺からちょっと説明をしていただきたいと思います。

○建設部参事（松岡真一君） お答えいたします。

まず、国土利用計画法の中間年次それから最終年次の御質問でございますけれども、これにつきましては、一応目標的なことございまして、これではなくてはいけないというような状況ではございません。

それでは、なぜ今回、別府市がこの国土利用計画につきまして利用の策定の変更をかけたかということでございますけれども、本市におきましては、昭和五十九年九月に第一次の国土利用計画を定めておりまして、社会の情勢とかいろんな環境が変わっております。やはりこの国土利用計画法を新しく改正をいたしまして対応していきたいということで、今回、国土利用計画の改定を行ったわけでございます。

○十番（平野文活君） 昭和五十九年のものが第一次ということであるならば、別に十年置きにということではありませんですね。いうなら二十年ぶりの見直しというかなり、何と申しますか重要な見直しになるのだらうと思うのですね。そうすると、今、都市計画マスタープランというのが進められておりますね。これについての県の都市計画の説明から、市の説明から、あるいは県や市などが一緒になって各地域での住民の意見を聞き取るワークショップなどが進められておりますね。そういう都市計画マスタープランと今回の国土利用計画の見直しというのは、どういう関係にあるのでしょうか。何か同じようなことをやっているのではないかと。しかし、一方は随分住民の意見を取り入れる手法をとっておりながら、この国土利用の方は突然こういう形で出されたなという、そういう印象を持っておりますが、両者の関係とその手法の違いについてちょっと説明してください。

○建設部参事（松岡真一君） お答えいたします。

まず、現在の国土利用計画法と、今、地域マスタープランを定めるためにワークショップを行っています。この地域マスタープランとの要するに都市計画法上の地域マスタープランとどのように違うのか、ダブってはいないかという御質問だと思います。

国土利用計画と申しますのは、国土利用に関する基本的な事項ということでございまして、大きく国土の問題、これは国土でございますから全国的な問題でございまして、それから都道府県であります市町村の問題、それから市町村で定める今回の市町村計画、これが大きく三つの段階で定められております。そして、この国土利用計画でございますけれども、これは国土の利用に関する行政上の諸計画の基本となるもの、要するに先ほど申しました都市計画よりもっと上位の計画であるということでありまして、これによりまして、民間の諸活動に指針を与える計画でありまして、直接に開発事業の実施を図るとか、そういう性格を持ったものではございません。それからまた、これは直接に土地の利用について規制をするようなものではございません。こういう国土利用計画法に基づきます国土の使用方法について定めるということになっておりまして、今回、別府市につきましては、この施行令に基づきまして国土利用計画を定めておるわけでございます。

この施行令の中身をちょっと御説明いたしますと、これは施行令の第一条の一項にございますが、市道の利用に関する基本構想、「市道」と今申しましたけれども、「国土」と言うのと同じ次元で、別府市の土地を「市道」という表現してございますが、この市道の利用に関する基本構想、それから市道の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要――非常にだんだん難しくなってくるわけでございますが――それに基づきまして、今申し上げましたことを達成するために必要な措置の概要などという非常に漠然としたものでございます。これは非常に難しゅうございますが、国土利用計画法については、別府市がどのように考えておるかということになりますと、別府市の土地利用の将来像ということを決めておるわけでございます。これはあくまでも土地利用でございまして、先ほどの都市計画の地域別の構想、マスタープランの策定とは少し次元が違ひまして、土地の利用に基づきまして、そういう地域別の構想が出てくる。ある程度それを基本として出していくということでございます。

○十番（平野文活君） 国土利用計画法に基づく計画の方が上位にあるというような説明でございましたが、私はただいま都市計画審議委員をさせていただいております。何回か会合にも出させていただきまして、別府市の都市計画がどういう考え方でされているのかというようなことを勉強する機会にもなっておりまして、大変勉強の機会を与えていただいておりますが、そういうことをやっておきながら、その上位に当たる計画が突然出されるという、そういう印象を今回の提案については持っております。中身については、また別の問題ですけれども、そうすると、都市計画法に基づく都市計画マスタープランとい

うのができ上がった際に、今回のこの国土利用計画とどういうふうに違うのか。これは出てみないとわかりませんので、その推移を見守りたいと思いますが、何か私は印象として、同じことをやっているのではないかなという印象を持ったので、まずそこから入らせていただきました。

それでは中身についてでございますが、これは順不同になりますけれども、例えば七ページの「景観に配慮すべき高層建築物問題」というふうなところがありまして、「まちの雰囲気には大きな違和感を与えている」、「湯けむり景観の阻害要因にもなりかねない」ということで、「こうした高層建築物についての良好な都市景観形成に向けた検討・取り組みが必要だ」、こういう文章があります。御承知のように高層マンションの問題とか、あるいは携帯の基地局の鉄塔問題とか、もうここ数年来、市内あちこちでそういう業者と市民とのトラブルというものが直接的には起こっておりますし、ここで指摘されているような景観の問題ということとも、大きくそういうことが問題になっているからこういう提起があるのでしょうけれども、この意味するところはということなのか。かつて高層マンション問題をめぐって各地で、市独自のまちづくり条例というものでもって高さ制限だとか、あるいは建築に至る手続きの点で住民の声が反映するようなどかいう、さまざまなまちづくり条例がつくられているということを私も議会で紹介しまして、別府市でも周辺住民の同意がなくてはできないというような条例改正が必要ではないかという提起をしたことがあります。何と申しますか、環境保全条例などの改正の、そういうことを考えたこの提起になっているのかどうか、そこのところのちょっと答弁をいただきたいと思います。

○建設部参事（松岡真一君） お答えいたします。

まず、私どもの今回定めました土地利用計画につきましてでございますが、先ほど申しましたように基本理念がございまして、「美しい山と海に抱かれた国際観光温泉文化都市の創造」ということを一番メインに上げております。この大きな目標のもとに七つの基本目標を定めてございます。先ほども申されました景観につきましても、やはりこの中で目標として上がってくるということでございますが、一から七項目ありまして、ちょっとそれを御紹介したいと思います。

「世界に誇る温泉資源をはぐくむ緑豊かな市道」ということが一番。それから二番目といたしまして、「温泉や文化を生かした都市空間を築く市道」。それから三番目といたしまして、「アジアと交流を支える市道」。それから四番目といたしまして、「山、都市、海の自然と共生する持続可能な市道」。それから、先ほどおっしゃいましたのがここに出てくるかと思うのですが、五番目といたしまして、「湯けむりがはえる美しくデザインされた市道」。それから六番目といたしまして、「市民や観光客がともに安全で安心できる市道」。それから七番目といたしまして、「観光都市の特性を生かした農林水産業をはぐくむ市道」。こういうことございまして、こういう基本目標に基づいて、私どもはこれ



を基本目標として、先ほど申されました都市計画であったりいろんな農地法であったり、そういうものをこれに基づいて、これを基本理念として制定していく。改廃するときにはそれを基本理念とするということをごさいます、先ほど申されました、それではビルの苦情とかいろんな景観を阻害する要素についてはどうかということをごさいます、現在、私も、環境保全条例第四十条と、それから別府市都市景観条例をつくってごさいます、今回、さらに平成十六年からは景観法が制定されておりました、この景観法に基づきまして、どのように今から別府市の景観を考えていくかというふうな段取りになっております。これにつきましては、景観法の以前につきましては、地区計画で八地区ほどやっぱり高いビルなどを制限するようなことを都市計画法上やっておりますので、現在につきましては、そのメニューでやっていきたいというふうに考えておりますが、将来は景観法に基づく別府市の立場を明確にする必要があると思います。

○十番（平野文活君） 長い答弁をいただきましたが、要するに高層マンションなどの規制、住民側からの規制ということが今まで問題になってきたけれども、なかなかできなかった。それが直接その地域住民の住環境を悪くするというだけではなくて、市全体の景観に問題を与えているというのが今回のこの提起の趣旨ですよね。ですから、そういう認識に基づいてあれですか、環境保全条例などの改正ということも、市の方向性としてはそういう方向性を持っているのですかということを探ねたのですが、もうちょっと明確に答弁していただけますか。

○建設部参事（松岡真一君） 景観法が制定されてごさいますので、その景観法に基づきまして、別府市も現在あります都市景観条例につきまして対応を考えておりますので、こちらの方に移行していきますと、先ほど申されました地域を定めると、法的にそういう拘束力が出てくるものということをごさいますので、よろしく願いいたします。

○十番（平野文活君） はい、その点は、ではわかりました。また、もう少し勉強させていただきます。

次に移りますが、海岸線の問題ですけれども、十五ページに、これは十五ページに限らず各所に出てくるのですね。「海岸線が観光レクリエーション機能や港湾アメニティー機能が少ない」ということが、各所に出てきております。その用語解説のところには、「アメニティー」というのは、「空間としての快適さ、心地よさ」というような解説があります。別府の海岸線が、そういうことになっていないということなのでしょう。そうすると、こういう海岸を、市民あるいは観光客にとって快適な海岸にしようということと、残された海岸線というのは非常に少ないと思うのですね、市民が自由に出入りできる。今回、その楠港問題で五階建ての建物をあそこに建てるということで、そういうアメニティーとか海岸線の機能とかいうことは、市民から見れば、また一つ自由に出入りできる海岸線がなくなったという感じがするし、景観上も問題があると思うけれども、この国土利用計画と、

今、市が進めているそういう楠港問題とはどういう関係になっているのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○建設部参事（松岡真一君） 楠港開発に関する事と国土利用計画法との考え方についてでございますが、楠港につきましては今申されましたように、確かに国土利用計画の段階ではアメニティー空間として、要するに快適な空間として海岸に接する空間が現在少ないということでございます。今回の誘致の問題ということとは、とにかくまず先に少ないということについて御答弁いたしますが、少ないということでございますので、私どもは、やはりこの別府の海岸全体につきまして、そういうことは十分認識しておりましたから、今回テトラポット、これは消波ブロックでございますが、消波ブロックを撤去して、市民が海岸に親しみやすい環境をまずつくるということから、私ども都市計画としては入っております。

今回、そういうことでございますから、アメニティー空間は、今回国土交通省が直轄でやっていただける事業とかいろんなそういうもので十分に対応をしていただけるということで要望もしております。今度は、海岸のアメニティー空間で――楠港につきましてでございますけれども――私どもは、やはり楠港の部分につきましては、都市型のウォーターフロントと申しますか、そのように受けとめなければいけないというふうに考えてございます。それはやはり今申されましたように、自然型の景観、自然型のウォーターフロントの海岸ももちろんあるわけでございますから、都市型のウォーターフロントとしてどのように私どもが対応するか、それから、自然型に対するウォーターフロントとして対応するかということでございますので、そのようなことで私どもは今のところ考えております。

○十番（平野文活君） いかに「都市型」という修飾語をつけようと、五階建てがそういうアメニティー空間になるかということについては、問題提起して考えなければならぬのではないかと思います。

それからもう一つ。三十一ページに「市道の保全と安全性の確保」ということで、防災面ですかね。防災面は、その他のところにもあちこち出てくるのですが、私は、この計画、四十何ページかあるのですが、ざっと読んで一番痛感したのは、防災面ということの位置づけが非常に弱いのではないかという感じがしました。各所でオープンスペースが要るだとか何だとかというようなことは、傾斜地の問題とかいろんなことが出ておるのですが、やっぱり国土利用計画をめぐって二十年ぶりにやるという、そういうものとしては、災害から市民の生命・安全を守るという問題は、もっと比重の高い位置づけが要るのではないかな。そういう点ではもう少ししっかりこの防災ということの柱建てをすべきではないか、こういう印象を受けました。具体的には海岸線ともかかわるのですが、東南海・南海地震の危険性ということが盛んに言われて、つい先日の防災の日の特集でも津波対策などということが盛んに報道もされておりました。ところが、この国土利用計画の中の「市

道の保全と安全性の確保」――三十一ページ――には、そういう迫りくるといふか、東南海・南海地震に対する津波対策については全く触れられていないのですが、これはもう少し位置づけをきちっとすべきではないかと思いますが、いかがですか。

○建設部参事（松岡真一君） お答えいたします。

これは表現といたしまして、個々のそういう具体的ということではございませんで、やはり防災、今、「津波」というふうにございましたが、地震でもがけ崩れでも同じことで、火山でも同じことでございますが、そういう包括的な表現をしておりますので、その表現の内容については、具体的な事例を出してないというふうにおとりいただければありがたいと思います。

○十番（平野文活君） この津波対策について、表現すべきだと私は思います。

最後ですけれども、アンケート調査も出ておりますですね。このアンケート調査の中に、「商業地」という項目があって、「『商業地の拡大はしないで、現在の商業地の活性化を図る』という声が、前回の調査では二〇%だ、今回は二倍になっている」――四〇%になっていると理解していいのですか――と書いてあります。商業地の拡大はせずに、現在の商業地の活性化というところが、市民の多くの期待するところということでございます。これは、今のやっぱり経済事情などを反映したアンケート結果ではないかなと思って見たわけですが、これも楠港に大型店の誘致という選択が、こうした市民の声とはちょっとずれているのではないかということをも語るアンケート結果かなというふうに見てまいりました。

この国土利用計画をざっと読ませていただいて、私どもの従来からの主張がかなり取り入れられている、なかなか立派なものになっているという印象は受けました。共産党が市議会に議席を得たのは昭和三十年代、美口さんが最初でありましたが、そのときからいわゆる右肩上がりの経済でいろんな誘致問題とか開発問題とか、いろんな問題が節々で起こってきているのですが、私どもは、そのころから一貫して、「別府のまちづくりは、別府の宝を生かすべき。本来持っている宝を生かす。これがまちづくりの基本だ」ということを美口さん以来主張してまいりました。その際、生かすべき宝として三つあるということを書いてきたのです。一つは「日本一の温泉と豊かな自然」、二つ目に「別府独自の歴史と文化」、三つ目に「お客様を温かく迎える市民の温かい人情」というこの三つの宝が大事なのだということをも主張してきました。一番目、二番目などはかなり最近のまちづくりの中では取り入れられ、まちづくりの基本として定着しつつあるなという印象を持っております。温かい人情をどう生かすかということに、もっとスポットを当てる必要があるなとは思っております。この問題は国土利用とは直接関係ありませんがね。この国土利用計画の中では温泉や豊かな自然という、そして歴史や文化、そういったものをどう生かしつつまちづくりをするかということをもかなり取り入れられておりますので、そういう印象

を持って読みました。

ちょっと部分的な質問ではございますけれども、この国土利用計画が具体化されていく際にそうした一貫したまちづくりの理念というものを練り上げていかれるよう希望して、この項についての質問を終わります。

もう一点は、水道の決算の問題です。余り時間ありませんが、二、三お伺いをしたいというふうに思います。

ことしの十五年度決算についても、何と申しますか、料金収入が減り続けているという傾向が出ております。平成九年度からの値上げの際、市民の節水と不況の影響と申しますが、だからダブルパンチを市民は受けた、値上げと不況ということを私どもは言い続けてきました。値上げから大分時間がたちましたがね、しかし、この不況の影響というのは依然として続いている。これがまた料金収入の減の大きな原因かなというふうに感じております。有収水量二十五万四千トンが、この十五年度減ったということでございますが、それ以前の質問で、平成八年から十四年までの水の使い方の変化を見たときに、一般住宅には大きな変化がない、余りない。しかし、営業用とか観光施設、宿泊施設、こういうところが大幅に減っている。これが、もろに値上げや不況の影響がどこにパンチを与えているかということが如実にあらわれた数字なのですが、今回の二十五万トンの減少というのも、そういう傾向が続いている、つまり営業関係、観光・宿泊施設の減が、この減少の大きな要因になっているというふうに理解していいのでしょうか。

○水道局管理課参事（黒田 誠君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃられましたように、平成十五年度の決算を見る範囲では、従前から宿泊施設の落ち込みが激しかったわけですが、十五年度は、特に営業用の水が落ち込みが激しいというふうに見ております。

○十番（平野文活君） ということは、そういう不況の影響が、料金収入の減の大きな要因になっておるといふふうに理解していいのではないかと申すように思います。

もう一点お伺いしたいのは、水漏れの問題ですね。私は今までも繰り返し、水漏れ対策は質問をさせていただいてまいりました。だんだん十四年度までは対策が進んで水漏れ率が、量も減ってくるし、それに比例をして有収率も少しずつ上がるという関係が出ていましたが、今回、突然四十二万トンですか、無効水量が急増している。この原因についてちょっと説明していただきたいと思っております。

○水道局配水課長（小林憲道君） お答えいたします。

無効水量が増加した原因につきましては、調査の結果、水道局施設内の野口原ポンプ場というところがありますが、その部分の百五十ミリ配水管が破損していたことが、大きな原因の一因と考えております。

○十番（平野文活君） その破損によって、どれくらいの水が漏水したのでしょうか。

○水道局配水課長（小林憲道君） その漏水量を推定いたしますと、年間にいたしまして約二十七万トンになります。その原因が有収率を二％押し下げる結果となりました。

○十番（平野文活君） 相当大きな漏水があったということが、この決算で示されたわけですね。別府の水道の普及率は、もう一〇〇％近い。ですから、新規の加入はそんなにないわけですね。しかし、同時に施設は老朽化しておりますから経費はかかる、維持管理のための。こういった、やってもやっても漏水というのはなかなか対策は大変だ。ですから、料金収入だけでは経営が行き詰まる、これは大きな視野で見ると当然のことですよ。全国的には、そうした状況の中で料金収入以外の収入をどうふやすかということが、やっぱり経営の大きな柱になっているわけで、その結果として原価割れで市民に供給する。ですから、料金収入だけでは赤字、ところが、その他の収入があって黒字になる、こういう経営体制に全国的にはなっている。しかし、別府市では、この料金収入だけでも、それ以外の収入というのは余りない。料金収入だけでも今回でも四億の純利益を出す。ですから、全国的な経営より随分、経営状態からすればいい料金収入に、減ったとはいえども全国的に比較すればそういう形になっているということです。ここで、料金収入以外の収入をやっぱりふやして、何でもかんでも料金に転嫁するということはやめるべきだということを私は何度も言ってまいりました。

幾つかお伺いしますが、消防用の水は、料金をいただいておりますか。福祉減免の経費についてはどうですか。国の補助金についてはどうでしょうか。また、配水管の工事などをいろいろやりますけれども、原因が水道事業のためにやるのではなくて、道路の改良だとか温泉の何だとか、いわゆる水道以外の原因で水道管を工事せねばいかんという場合の負担、これはやっぱり水道局が持つのか、その原因者が持つのか、大きく違ってきますが、全国的に調べたところ、そうした原因者負担ということで道路の関係から、あるいは温泉の関係から何の関係からと、この工事負担金をいただいております。別府市は余りないようではありますが、そこら辺、今言った四つの点でどうなっているか、ちょっと説明していただきたいと思えます。

○水道局工務課長（由布文夫君） お答えいたします。

まず一点の、国の補助事業はないかということでございますが、朝見浄水場水質改良事業ということで十五年度に国の補助四〇％をいただいております。

そのほかに、工事等に伴います水道管移設切り増しの負担金は取っているか……先ほどの補助事業は、四分の一でございます。大変すみません。

その他、水道事業の移設切り増しについて原因者負担を取っているかということでございますが、水道事業は道路管理者の占用許可を受けて道路占用物件ですが、他の事業の施行の支障となり移設する場合は、原因者よりその移設費をいただいております。移設対象事業としましては、電線共同溝整備事業、公共下水道整備事業、ライフライン等の整備で

あり、公共事業を原則的に対象としていただいております。水道の移設につきましては、無条件で移設するのではなく、公共下水道補償基準、協定書、その他施工条件等によりまして移設費を算出し、原因者負担としていただいているのが現状でございます。

○水道局営業課長（岩本 健君） お答えいたします。

水道料金の福祉還付制度につきましては、水道使用料から還付という形式をとっている関係上、調定額が減となりまして、歳出額としては表にあらわれません。その金額につきましては、大体年間約二千三百万円程度となっておりますけれども、補助事業はございません。

○十番（平野文活君） 消防用の水については。

○水道局管理課参事（黒田 誠君） 消防用の水についての御質問でございますが、十五年度決算にはまだ反映されておられませんけれども、消防、企画財政等の話の中で、十六年以降につきましては、布設工事費全額をいただけるようになっております。

○十番（平野文活君） 今のは、消火栓ですね。水の使用料金については幾らですか。

○水道局管理課参事（黒田 誠君） お答えいたします。

消防用の消火にかかわる水については、すべて免除というふうになっております。ただし、その前段の準備とか訓練とかいうものにつきましては、原則有料と。ただし、減免申請があったときは検討するということになっております。

○十番（平野文活君） 時間がありません、最後に質問します。借金の返済で、いまだに七％、八％台の金利を払い続けておりますが、繰り上げ償還とか低利への借り換えとか、こういったことについての検討はやってまいりますか。

○水道局管理課参事（黒田 誠君） お答えいたします。

従前十三年、十四年度ぐらいから利益でもってこれを返還するということも考えましたが、そうすることによって十八年度以降にかなり財政的に厳しくなるというふうな判断で、借換債については検討させていただきましたが、対象事業となっておらないということで、対象にはならなくて現状で推移せざるを得ないということでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 市長専決処分の明豊高校に支出の補助金、次に男女共同参画社会の促進をするための土地専決、それから議第八十三号及び八十四号の土地取得、それと年に一回行われますところの水道局の決算審査意見、この順序によって議案に対する質疑を行っていきたいと思います。

先ほど三十一番議員が、この明豊高校に対する補助金の支出と行財政改革の整合性の問題について質問しました。私も全く同じ考えを持っています。

まず第一点目にお尋ねをしたいのは、この一千万円の補助金について収支報告がいつごろされるのか。二点目に、財政課長が行財政改革推進室の室長になるかわかりませんが、今回示されました第二次別府市行政改革推進計画の中で取り扱っています補助金等の見直

しの項との整合性はどうか。この二点をまず御答弁ください。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

現在、学校側に収支報告書の提出を要請しているところでございます。

○財政課長（徳部正憲君） 現在、行財政改革におきまして、補助金につきましては、団体補助金、事業費補助金、すべてにつきまして十七年度予算編成から見直すように検討しているところでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 先ほどから、一千万円の補助金額の決定について、過去の支出実例を参考にして今回も決定した、このように見解が示されました。この補助金額の決定について、過去の支出実例をもとに決定をしたということは、私は余りにも安易過ぎる決定ではなかったかな、こういう気がしてなりません。もとより私は、明豊高校が甲子園に出場したということについては大変歓迎をいたしておりますし、大会についても私も応援をした一人でございます。しかし、今、別府市が福祉関係の補助金まで大幅に見直しをする中で、従前どおりの一千万円の補助金でよかったのだろうか、こういう疑問をどうしてもぬぐい去ることができません。このことだけ明確に申し上げておきます。

先ほど、一千万円の根拠についてはお示しいただきましたけれども、では、次にお尋ねをしたいのは、私のもとに多くの市民の皆さんやスポーツ関係者の皆さんから寄せられています疑問点は、「なぜ野球だけが特別枠なのか」、この疑問であろうと思います。他のスポーツ団体の全国大会出場については、スポーツ奨励金という形で補助基準が示されています。この補助基準を越えてなぜ野球だけが特別枠なのか。この点、どのような見解を持っているか、御答弁ください。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

先ほどもお答えをいたしましたように、過去の支出を参考に支出をさせていただいたところでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、これは教育委員会スポーツ振興課が起案して補助というものを決裁を受けているわけですがけれども、市長専決処分で一千万余を市長が決裁しているわけです。やはりこの問題は、私は、ただ甲子園出場を歓迎するだけの問題ではなく、大変事後に大きな問題を投げかけていると思うのですね。このような問題、今後も甲子園大会に対する補助金を今回のように続けていく気があるのかどうか、これから御答弁をいただけないか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

今回の甲子園の出場補助金につきましては、行革に取り組んでいる最中でいかなものかという御指摘でございます。私どもも、この行政改革推進計画の中では補助金の見直しというのは、大変重要な位置づけをしているところでございます。また今回の場合、甲子園出場が決まってから間もなかったということもございまして、ただ、今後の私ども、こ

の甲子園出場、またスポーツの九州大会、他のスポーツの九州大会、国際大会、こういった出場の補助金につきましても、やはりある線を定めなければならないと思っております。甲子園出場につきましても別枠という考えについてでございますが、これも全国のNHKによる放送等、別府市の観光宣伝効果等も考慮いたしまして、過去こういった補助金の支出となったわけでございますが、今後、行政改革に取り組んでいくためには、やはりこのところを整理しなければならない、そのように考えております。そういったことで、現在、スポーツ奨励事業推進協議会、こういったものもございますので、こういった中で他のスポーツ、甲子園大会も含めて九州大会、国際大会出場の際はどのようにするのか、そういったことも含めて補助金の額の決定を協議してまいりたい、そのように考えております。行革には聖域はないと私どもは理解しておりますので、今後これらについて十分取り組んでまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○二十四番（泉 武弘君） 今、助役が、「行革に聖域はない、その精神で取り組んでいきたい」。この言葉が、非常にむなしく感じるのです。意気込みと実際の支出の一千万円というものは、どう考えても相矛盾するというふうに、私は指摘をしておかなければならない、こう思うのです。

ただ、今の助役の答弁の中で、「スポーツの奨励金について、今後整理していきたい」、こういう御答弁がありましたので、それはそれなりに評価しますが、市長、こういう問題が今回実はあると思います。具体的に私なりに整理をさせていただいておりますので、こういう問題を踏まえて整理していただきたいな、こう思います。教育長には特に、教育委員会が所管になりますから、申し上げておきます。

もし、このまま野球の甲子園出場に対して補助金を続けると仮定した場合、この甲子園出場には別府市の公費の補助金それから学校の大会出場に対する補助金、それから一般の寄附金、この三つがあると思うのです。では、甲子園に出場した学校は、どれを優先的に使っていくのか。ここに優先劣後の使用の順位の問題を整理していただかないと困る。それはなぜかといいますと、別府市は――先ほど三十一番議員が言いましたように――一回戦敗退したにもかかわらず一千万円は支出済みなのです。そうしますと、私は具体的に数字を把握してはおりませんから誤解を生むといけませんので、これは一例というふうに申し上げておきますが、大会の出場に要した金が一千五百万円だったとします。そうしますと、別府市の税金から一千万円を支出して、あと五百万円を他の補助金、寄附金で賄うという形になると思うのです。ここらを整理してください。まず補助金、補助金は公費補助と学校補助と、それからさらに寄附金があります。これらの支出順序の問題、これが第一点。それから、支出できる項目の問題。どういうものに支出ができるか、これを明確にしてください。

それから市長、私はこのように考えるのです。もし今回の例を踏襲して次も実施する



と仮定した場合、補助金額の枠の決定を先にすべきだ。一回戦を勝ち抜いたならば、その中の支出額を何%、二回戦の場合は何%、三回戦の場合は何%という、一回戦、二回戦、三回戦、四回戦、優勝戦というまで補助の執行額を決めてもらいたい。そして、その補助枠の残余金ですね、二回戦で負けた場合には、あとの分については残余額を返還してもらおうというような補助金の支出の項目を設けていただきたいな、こう思っています。そうしないと、過去、別府商業が甲子園に出場したとき、残余金をたしか別府商業高校の積立金か何かで運用した例があります。これは、公費助成のあり方として非常に不適切だと思いますし、監査委員、今申し上げているのは、当然行政経費の執行の費用対効果という面で監査の対象になりますから、その点も今後、監査時点で遺漏なきよう監査をしていただくようお願いしておきます。

それから市長、もうすぐ甲子園大会の収支報告書が出ると思いますが、この中で支出明細書と、それに伴う領収書の添付、これはもう当然であろうと思うのです。収入役、これはもうあなたが一番求められる立場ですから、もう当然のことだと私は思います。それから、一番問題になるのは、特別枠支出のために他のスポーツ団体に対する補助金との公平性や整合性の問題。これは、この機会に整理しておかなければいけない大変重要な問題があると思います。

それから最後に、別府市内には県立高校、さらには別府市立高校、それから私立高校が混在いたしております。これらに対する補助金の交付額、交付理由、交付金額について、この機会に整理をしていただくように強く要望して、当局の見解を求めます。

○教育長（山田俊秀君） ただいま御指摘がありました件については、また関係各課とも十分相談していきながら、先ほどの市のスポーツ奨励事業の推進協議会等もありますので、そういうところで十分また検討させて、できるだけ早く案をつくってまいりたいと思います。

○二十四番（泉 武弘君） 今回の専決処分は、地方自治法の議会の招集のいとまがない、議会を構成する要件がないということの緊急性の中で専決処分をされているわけです。本来ですと、もう少し厳しい言葉で指摘をしたいわけです。このような事態は想定されるわけですから、それを整理してこなかった教育委員会並びに市長部局がやっぱり怠慢と言われても、これは仕方ないと思う。なぜこの機会にそれが言えるかといいますと、行政改革推進計画を皆さんここで策定をして、その中で補助金項目が、四十ページの中に示されている。やはりそういうことは、本当に想定できるものは、行政当局でしっかりした起案をつくる、このように強く求めておきたいと思います。

でき得れば午前中に、男女共同参画の都市宣言まで終わりたいと思います。

教育長、あなたに特にお尋ねしたいのだけれども、次代を担う子供たちを預かっている教育行政の長です、あなたは。今回の男女共同参画都市宣言ですね、これをあなたはどの

ように受けとめておられるのか。そして、この参画時代をどのように次代を担う子供たちの教育の中で実践していこうとしているのか、これを御答弁ください。

○教育長（山田俊秀君） 実践項目につきましては、後ほど担当課長からまた答えることができと思いますが、この男女共同参画社会の基本法につきましては、実は平成の初めだったと思いますが、女性の社会進出が非常に激しくなってきたときに、男女雇用機会均等法というのができたと思います。その男女雇用機会均等法ができて十年たって、改正男女雇用機会均等法というのが平成十二、三年にできたと思いますが、その中からこの基本法が成立しているわけですけれども、私は、女性の社会進出というのは、これから先の大きな時代の流れの中では避けて通れないものと思っております。私自身、別府市が今度宣言するということには大賛成であります。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

学校教育課といたしましては、例えば女性の人権の尊重におきましては、施策の方向として、メディア等における人権の尊重、具体的には有害なメディア等からの女性、青少年の保護、男女の平等教育の推進につきましては、家庭の中での男女平等教育の推進、あと学校等における男女平等教育の推進につきましては、教材・図書を検討、指導内容や指導方法の充実等々を考えているところでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 私が聞いているのは、そういう問題ではないのです。都市宣言を今議会でやるわけでしょう。都市宣言をやる中で、次代を担う子供たちの教育現場の長である教育長は、この男女共同参画都市宣言に倣ってどういうふうに教育現場でこのことを実習していくのですかということ、その取り組みを聞いている。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後零時 一分 休憩

午後一時 一分 再開

○議長（清成宣明君） 再開をいたします。

○学校教育課長（利光弘文君） 先ほどの議員さんの御質問に、続けてお答えをさせていただきます。

この宣言につきましては、学校教育におきましても大変重要なことと受けとめて取り組んでいく所存でございます。具体的には、幾つか申しますと、有害メディア等からの女性、青少年の保護を目的とする子供たちへの指導、PTA等の場を利用しまして、家庭の中での男女平等教育の推進の働きかけ、また男女平等に関する指導内容や指導方法の工夫、また正しい職業観、勤労観の指導、また国際理解教育の推進や性に関する学習の充実等々具体的施策を掲げておりまして、それに沿いまして、教育委員会としても積極的に進めていきたいと思っております。

○二十四番（泉 武弘君） 私は、十九年生まれなのですね。それで、私どもの時代とい

うのは家長制度、民法が改正になるまで、財産世襲権が長兄にあるという形の中で育ってきたわけです。それで、市川房枝さんを中心とする皆さん方が、男女差別解消、参政権というものを経て今日の都市宣言までカイロ会議、中国での大会を経て今日になっているわけです。考えてみますと、まさに感慨深いものがありますけれども、さきに中央公民館で、男女の差別解消の問題の講演会をやって、私も行って勉強させていただきました。これは、私だけの特例だと思いますが、家で自分の配偶者を「おい」と呼ぶのですね、「おい」。私の場合は、女房の名前が「暢子」ですけれども、「暢子」と言う。そうすると、家内は私を「お父さん」の「さん」づけなのです。これはおかしいではないかということで、講師の方が言われたのです。ある前の議員のお宅にお伺いしましたら、その奥さんが最初にごあいさつしたのが、こう言いました。私とも大変仲のよい議員でしたので――河野議員のことですけれども――「私が、河野の妻、河野こらです」と、こう言う。（笑声）おかしいな、「こら」という名前があるのかな。河野・元議員から「こら」としか呼ばれたことがない。（笑声）そのときに、自己紹介の仕方ですが、私どもの長い――「長い」と、私ももう還暦ですから長いわけですけれども――人生経験の中で自分が感じてない差別をやはり女性に対して行っているな。最近は逆もあるようでございますけれども。やはりそういう中で教育長、やっぱりこの問題、幼児教育が特に大事なな、こういう気が私はするわけです。

先ほど学校教育課長が、私はもう大変評価すべき今後の具体的な取り組みを話された中で、「PTA等を通じて」と言われましたね。これはもうぜひとも実現してほしいな。PTAの父母の皆さん方にこの男女共同参画社会のテーマ部会等を設けていただいて、そこからこの男女共同参画都市宣言をした都市の住民としてどういう取り組みをするのかということ、テーマを設けていただいてやっていくなれば実効が上がるだろうな。そして、都市宣言をした価値が出るだろうな、実はこういう気がしています。それを幼稚園までおろしていただければ、なおありがたい。

それから福祉保健部長にお願いしたいのは、保育所の中にもそういうものを築いていただければありがたいな。これはだれもが取り組まなければいけない課題なのです。そういうことも今後、行政当局においては積極的に取り組んでいただくように強く要望いたしておきます。

それから次が、八十三号、八十四号土地の取得についてお尋ねします。

市長、市長も私も五十四年に議員にならせていただいたのです。当時、まさに高度成長経済下でしたから、公有地の確保というのが本当に重要な課題でした。そこで、土地開発公社に、公有地拡大推進法に基づいて先行取得をさせるという時代が長く続いたのです。それで今回、土地取得の議案が出てまいりました。

そこで、具体的に。私も財政課長にこの金額を聞いたときに、市民の皆さんにどうい

ふうに説明をしたらいいのだろうかというほど、まさに驚異に値する金額が出てまいりました。

お尋ねします。この今回八十三、八十四号で示されています物件の取得原価と、今日までの金利の支払い総額がそれぞれどのくらいになるのか、明快に御説明をお願いします。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

議第八十三号の旧鶴見園用地につきましては、取得額は十億九千五百万円、そのうち、現在未引取額は二億八千四百七十三万四千三十円でございますが、取得年度は昭和五十一年度に取得しております。今日までの支払い利息は、すでに引き取り済みの用地分も含め九億五千五百九十八万二千三百四十七円でございます。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、これは数字で説明するのが一番わかりやすいのですが、十億の取得原価に支払い金利が九億ということです。いかに財政運営上大きなネックになっているかというのが、取得原価と支払い金利総計がほぼ同じ金額になっている。このことから考えても、今後の土地開発公社の先行取得に対しては、慎重な上にも慎重でなければいけないということが言えると思うのです。やはり今まで安易な先行取得をしたものが、全国で「塩漬け用地」という形で言われていますけれども、今回の引き取りの後、残っている残余の土地開発公社の取得分について、いつごろをめぐりに別府市が引き取る意向なのか、御答弁ください。

○財政課長（徳部正憲君） いつごろ引き取るかということでございますが、この二件を議決いただければ、残りの未引き取り用地は、リサーチヒル、同和对策事業用地、六月議会をお願いいたしました鉄輪蒸し湯建設用地の三件でございますが、鉄輪蒸し湯建設事業用地につきましては、来年度引き取る予定でございます。残りの二件につきましては、リサーチヒルは、精算額が大きいということで現状の財政状況では引き取りは不可能でございますので、このため早期の売却を進めた上で精算を検討することになるかと思えます。同和对策事業用地につきましては、リサーチヒルが片づき次第引き取る予定でございます。

○二十四番（泉 武弘君） このリサーチヒルを引き取るということになりますと、相当の実損というのを覚悟しなければいけないのですね。かといって年間一千万の支払い金利をこのまま何年も続けるというわけにはいきません。早い時期での対応が求められますので、財政当局においては、この問題に何か妙案を出していただくようお願いして、この問題は終わります。

さて、水道局の決算書並びに決算意見書、年一回の分が出てまいりました。若干、まあ若干ではあるけれども、先行きの中に少しだけ光が見えてくるような年度かな。これは十五年度の決算の中というよりも、十五年度決算を見通して次年度以降の決算の推計にあらわれてくるのではないかな、こういう気がしています。

そこで、村田監査委員。お尋ねしますけれども、決算審査意見の中に、「予算執行の結

果が、地方公営企業法第三条の経済性の発揮及び公共の福祉の増進の趣旨にのっとり運営されているかについて審査した」と、こういうふうに審査意見書が出ています。特別昇級についてどのような審査をされたのか、御答弁ください。

○監査委員（村田晴美君） 今の泉議員さんからの質問なのですが、これはすべて行革との関連から起因しているものと判断しております。それで本市におきましては、行政改革の推進向上実施等を最大課題として取り組んでいるところでございますので、今後ともこの推移を十分見守りたい、そう思っております。

○二十四番（泉 武弘君） 監査委員、私がお尋ねを申し上げているのは、昇級前の特別昇級についてどのような監査をしたのかということをお尋ねしている。（発言する者あり）

○議長（清成宣明君） 「昇級前」、「退職前」……。 「退職前」でいいですか。

○二十四番（泉 武弘君） 監査委員、意地悪だなと思わないでくださいね。これは、私は、退職前の特別昇級制度については、違法性が極めて高いというふうに確信している一人なのです。水道局の退職前の特別昇級者を見ますと、平成十一年度が、退職者三人、特別昇級者三名、十二年度、定年退職者が五名に特別昇級者五名、十三年度、一名に対して一名、十四年度、三名に対して三名、平成十五年度、五名に対して四名、これは事故があったためです。これは当然――監査委員、いいですか。監査委員、いいですか――水道局の職員の勤務条件は、地方公務員法に準じてやるというふうになっています。この定年前特別昇級については、退職前二十年の勤務成績が特別に良好なものということなのです。これが特別昇級の前提になっていますけれども、そこらは審査したわけですか、どうですか。

○監査委員（村田晴美君） お答えいたします。

我々、監査するに当たっては、決算審査の主眼と申しますか、それはどういうのですか、当局より出された諸書類が予算執行、計画的にと効率的に行われているか、または各種帳簿、証拠書類等の計算が符合しているか、こういうのが主眼として行われるわけですが、今、議員さんの言われましたことについては、やっております。

○二十四番（泉 武弘君） 諸帳簿が、関係諸法規に照らして整合性があるかどうか、これと経済性、いわゆる企業局にあっては経済性というもの。あなたが、ここに決算審査意見書の中でわざわざ「経済性の発揮及び公共の福祉の増進の趣旨に沿って運営されているかについて審査した」とこう、あなたの意見が述べられた。そうなっていますね。その中で定年前特別昇級者について審査対象になっていない。これは、著しく監査の仕方としては私はおかしいと思います。次年度においては、この特別昇級制度が現行法規に照らして本当に予算執行上適当なのかどうか、この点についても十分監査をされるように、強く要望いたしておきます。

さらに、落札率を見てください。

平成十五年度決算における工事落札を見ますと、管工事三十六件。この落札率が九九%というふうになっています。この落札率については監査委員として、経済性の発揮という面から見てどういう監査をされたのか、御答弁ください。

○監査委員（村田晴美君） お答えいたします。

先ほど御回答申し上げましたが、我々の監査範囲というのもございますが、ただいまのこの落札率の高いことについても、監査につきましても私どもとして当たっておりません。

○二十四番（泉 武弘君） 予算執行が、関係諸法規に照らして果たして正しいのかどうかということを監査するわけですね。この三億円を超える管工事の予算執行は、当然監査をしなければいけない対象ではないのですか。

そしてもう一つ。九九%ですよ。一万円の工事で九千九百円です、百万円で九十九万円です、落札額は。これは、では代表監査委員にお尋ねするけれども、全国平均と比べてどうなのですか。

○監査委員（村田晴美君） お答えいたします。

大変申しわけございませんが、ちょっと手元に資料を持参しておりません。

○二十四番（泉 武弘君） 十八年度の五十八市町村の電子入札制度にあわせて、水道局も電子入札と一緒にっていくのかどうか、これも御答弁ください。

十四年度さらに十三年度を述べますと、十三年度、管工事三十七件、落札率九九・〇六%、十四年度、四十六件、落札率九九・一七%、それで十五年度が九九%となっています。これは当然、入札方法の改善をやらなければいけない。これはもう、だれが考えても明らかかなことです。

水道局長、この問題はやはり積極的に、しかも果敢に、費用対効果というものが出るようなシステムを構築していかなければいけない。このことだけ厳しく指摘をしておきたいと思います。

さらに、さきに示されました経営改善に対する取り組みですね。現在の進捗状況はどうですか。簡潔に言ってください。今、取り組み状況はどうなのか。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答え申し上げます。

水道局の経営改善に伴う計画ですけれども、現状、ずっと今のところ人数的には欠員は不補充でいきたいという考えで話しております。あとは、計画案を各課が課長を中心にみんなと一緒にやっていくということで、ずっと中に入っております。ですから、今すぐどうなるということはありませんけれども、進んでいることにつきましては、そのような状態でございます。

○二十四番（泉 武弘君） ちょっとわかりにくい答弁でした。ほとんどが十六年度に労使交渉をまとめ上げる、十七年度に試行期間、十八年度実施という形になっています。そ

の方向に着実に進んでいっているというふうに理解をしていいのかどうか、御答弁ください。

○水道局長（宮崎眞行君） お答えいたします。

昨年の九月議会の建設水道委員会で指摘を受けまして、ことしの三月に実施計画ができ上がりましたが、それに沿って三年計画でやっておりますが、その方針につきましては、本年度中にある程度の方針を出したい、こういうところで、先ほど課長が申しあげましたように、組合との交渉より以前に各課で課長を中心に職員と課長で、現実どうであるから、どういうふうな改革ができるのだということを綿密に暇を見ては会議をしております、ある程度そのめどが立つように前に進んでおります。

○二十四番（泉武弘君） 企業局管理者を議会に同意を求めている市長、さきに示されました経営改善案ですね、これを何としても十八年実施に持っていかなければいけない、こういう強い思いを持っていますので、市長としても水道局管理者と十分協議をされるように強く求めておきます。

○十四番（野田紀子君） 議第七十八号一般会計補正予算第四号十五ページの老人福祉施設扇山老人ホーム管理に要する経費のことで議案質疑をさせていただきます。

この予算につきましては、もうかなり質疑をされたところでありますので、私は、まず最初に、この選定委員会、民設民営という方向で、よりよい条件の社会福祉法人を選定するための選定委員会を立ち上げるということでしたが、この選定委員会の公開、傍聴と議事録の公開をぜひ進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

仮称であります、養護老人ホーム選定委員会の中で公開とか、そういった面につきましては、委員会の中で協議をしていただくようになろうかと思えます。

○十四番（野田紀子君） 同じような委員会でしたけれども、介護保険の策定委員会の議事録も今公開をされております。議事録を出していただくまでにかなり何度も議会ではやり取りをいたしましたけれども、この問題につきましても、お年寄りの処遇がどうなるかという大変大事な問題でございますから、できたら傍聴と、そして議事録の公開に努められるように強く要望しておきます。

続いて、養護老人ホームは市内に三カ所あります。紅葉寮、はるかぜで、問題の市立の養護老人ホーム扇山。この待機者数は、今何人ぐらいでありますでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

養護老人ホーム、市内では三園ありますが、三園の待機者数は、八月末現在で七十一名であります。希望する施設に入所するまでの待機期間、紅葉寮、はるかぜ、おおむね二年程度、扇山老人ホームにつきましては、おおむね六カ月ぐらいというふうに思います。

○十四番（野田紀子君） 豊の国ゴールドプランの別府速見圏域で養護老人ホームのベッ

ド数二百二十床をもうすでに達成しているということでございます。ですけれども、今お話をお聞きしますと、まだ老人ホーム一カ所分の定員ほどの待機者がおられるわけです。ゴールドプランの数字というのが、この点を見ましても、現実から見ると大変控え目な数字だということがわかりますけれども、それは置いておきまして――議案質疑ですから――なぜ待機者の方の待機期間、六カ月とか二年とか差がありますのか、その理由をお伺いいたします。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

紅葉寮、はるかぜ、これの建設についてちょっと述べさせていただきます。

養護老人ホーム紅葉寮は、昭和二十二年に開設いたしております。昭和四十五年に亀川地区に新築移転、平成十一年に北中に新築移転いたしております。また、養護老人ホーム・シルバーホームはるかぜでございますが、昭和二十七年に開設し、平成八年に改築いたしております。そのいずれの施設も、現在では個室であります。国が示している養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの整備及び運営に関する基準に合った施設となっております。養護老人ホームの入所については、本人や御家族の方々から希望施設をお聞きする前に、施設の説明や見学を進めているところです。実際に見学していただいて施設の内容の違いから、個室がいいという理由で紅葉寮、はるかぜを希望する高齢者が多くなっております。現在、入所者が、二園につきましても、退所するかなどにおいて空きが出ませんので、待機期間が長くなっている状況であります。（発言する者あり）

○十四番（野田紀子君） 現在、養護老人ホーム扇山の市の職員と嘱託職員の職種別の人数を教えてください。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

養護老人ホームの扇山の職員ですが、市職員は、寮母が三名、栄養士一名、看護師一名、生活指導員一名、事務職員二名の八名であります。嘱託員職員等は、施設長一名、寮母三名、調理員五名、用務員一名の十名で、十八名の職員で運営・管理を行っている状況でございます。

○十四番（野田紀子君） どのような管理形態になるにしても、入所のお年寄りの立場とどうか、処遇をまず第一に考えてほしいものですが、養護老人ホーム扇山に現在入所しておられるお年寄りのこれからの待遇・処遇はどうなるのでしょうか、教えてください。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

現在の入所者につきましては、そのまま新設の養護老人ホームに移管します。また、民営化によって入所基準が厳しくなるのではないかとお考えかもしれませんが、従来どおり入所判定委員会の判定を得まして、待機者名簿登載順に入所となります。費用等については、老人福祉法第十一条等によりまして、民営であろうと公営であろうと公費で支弁しますので、何



ら変わりはないということでございます。

○十四番（野田紀子君） 措置費で処遇するので今までと変わらない、お年寄り個人にとっては今までと変わらないということによろしいでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

議員さん言われますように、措置費でございます。現時点で措置費でやっておりますので、そのとおりでございます。

○十四番（野田紀子君） 今までのお話で、紅葉寮やはるかぜのような大幅な改修が、行革のためにできなかったのが老朽化が進んだ。設備の面でも二人部屋、四人部屋がまだある。人事の方では、最高責任者と思えますけれども、最高責任者の施設長が囑託の身分であるということが上げられました。福祉予算を減らすという、いわゆる行政の都合で設備面、人事面に予算を出さずに、市立の別府養護老人ホームをなし崩しに無くしていくというようなことになっているように思えてなりません。これから法人が引き受けるということになれば、当然利益を出し経営をしていかななくてはならないわけです。その利益を出すためには、まず人件費を削っていくというのではないのでしょうか。働く人たちの賃下げ、そしてまた新しく雇うにしても低賃金での雇用ということが避けられないと思うのです。法人が利益を目指すからこそ、今度の山の手保育所のような問題も起きたのであります。

ここ二、三年、市内に建設されました養護老人ホームではないのですが、介護つきの有料老人ホームは、介護を受けなくても、だから有料老人ホームにただ入っているだけでも一カ月十四、五万お年寄りが払っております。年金が月四、五万の低所得のお年寄りにとっては、別府市立の養護老人ホームのような公の施設というのが、いわば最後のよりどころなのですね。二人部屋、四人部屋の状況、この状態に至らしめたというのは、その責任というのは、そもそも市にあります。市の方もこの際投げ出さずに、福祉を充実するという自治体の責任をしっかりと果たしていくように強く要望して、議案質疑ですから、ここで終わります。

○議長（清成宣明君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の全議案を各常任委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の全議案を各常任委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会の付託区分については、お手元に「議案付託表」を配付いたしておりますので、これにより審査をお願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、あす定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時三十五分 散会